２０１８年 闘争まとめ

西武労組

発行責任者
青野　稔

はたらく人も、
ほほえむ人へ。

西武労組HP
seiburouso.com

twitter

西武労働組合
@seibu_rouso
西武観光分会
@kankou_bunka

春闘！スマホ！格差是正！
西武労組は取り組んだ！

しばらく機関紙の発行ができませんでしたが、２０１８年のそれぞれの取り組みについて、ダイジェスト的に発行することで今期はお許し頂ければと思います。まずはスマホ持ち込み禁止問題から。

「厳重抗議並びに就労要求及び団体交渉申入書」を読み上げ、丸山次長に手渡す加藤執行委員長

2月13日、スマートフォン等持ち込み禁止についての団体交渉を開催したのは西武労組11号でお伝えしましたが、団体交渉で会社側は「2月16日から開始する」と同じことを繰り返し回答するばかりで、組合から「懲戒処分規程は就業時間中に使用したことを罰する内容であって、会社は持ち込まれることは想定していない」と指摘したところ「持ち込まれることは想定している」と断言。さらに組合から「所沢営業所では本当に持ち込んでいないかを休憩中にボックス（折り返し場の休憩所）に行き、抜き打ちチェックするとの発言があったが、休憩時間中にそこまで会社にする権利はあるのか」と抗議すると「持ち込み禁止としている以上、本当に持ち込んでいないのか確認するのは必要なことである」と回答しました。これがどういう意味か皆さん分かりますよね。休憩時間であっても会社の監視下に置いているという事です。スマホを持ち込んでないとしても休憩中は運転士が仮眠をしたり、食事をとったりしています。そこへ土足で入り込むというわけですから正気の沙汰ではありません。

組合から誓約書は今でも有効なのか無効なのかの確認を行ったところ「誓約書の効力は喪失しない」との回答。であれば『会社における諸規定、各種マニュアル、ならびに通達など』この部分の詳細説明を求めましたが、会社は明確に答えませんでした。そして、この通達というのは未来分も含まれているのか、過去分であるのかを確認すると「未来分は含まない。過去分である」「しかし今から提出するのであれば持ち込み禁止の通達も含まれることになる」と回答。組合から「会社が明確に回答しない部分や、この通達という部分に取り消し線を引いて良いのであれば組合としては提出する準備はある」これに対し丸山次長は「誓約書の4項目にレ点を入れてくれれば受理する」と回答しました。「持ち込むことに対して処分するのかしないのか」の問いに対し「出来れば処分はしたくない」と、するともしないとも曖昧な回答のまま団交は終了時刻が近くなり、組合から継続協議とすることを申入れ、会社はこれに対して申し入れがあれば応諾するとして団体交渉は終了しました。

２・19 抗議行動

会社から東京労組本部へ一通の回答書が届きました。団体交渉での協議事項に加え、「懲戒処分や労務提供受領拒否を含めた対応をさせていただく」との通知。2月13日の団体交渉において「誓約書は受理する」と回答し、更には継続協議事項であることを確認したにもかかわらず、前日の夕方になってそのような通知を送付する行為は、組合側に検討する時間すら与えず、不意打ち的に行った、云わば「信義則に反する」行為であり、労使の信頼関係を根底からくつがえす程の重大な裏切り行為に他なりません。労使を逆にして考えてみると分かりやすいと思いますが、組合側が要求貫徹を目的とし、会社側へストライキを通告する際、世間一般的には24～48時間前にスト通告をし、会社側へ検討する時間を与えます。労務提供受領拒否、通称ロックアウトとは組合が持つストライキ権に相対し、会社側が持つ主張を貫徹することを目的とした争議行為です。今回で言うならば、会社側がスマートフォン等持ち込み禁止に反対する当組合に対し、スマートフォン等持ち込み禁止を強行的に従わせようとした、それも二日前の団体交渉では一切言わず、前日夕方になって不意打ち的に行なったということになります。当組合はこうした不当労働行為を見過ごすわけには行きません。

都労委へ申立

2月19日、緊急抗議行動を行った後、西武バス・西武観光バス両社を被申立人とし、東京都労働委員会へ不当労働行為の救済申し立てを行ないました。現在継承中です（事件番号・平成30年都委不第14号）

誤って持ち込み
使用しなければ良し？

刈屋取締役　発言の真相は？

今年2月に開催された指導乗務員研修において、刈屋取締役から「**誤って持ち込んでしまうこともあるでしょう。その時は使用しなければいいのです**」との発言があったと数名の指導乗務員から情報が寄せられました。この発言が事実であるならば、この間の会社からの通達がくつがえることとなり、スマホの持ち込みそのものは**安全確保になんら影響がない**ことを取締役自らが発信したことになります。ましてやそれが指導乗務員研修の席上とあれば、一般運転士を愚弄していると言わざるを得ません。この発言が事実であるならば、刈屋取締役に釈明を求めるとともに当組合の主張・要求通り、「休憩時間以外は使用しない」「就業時間中はカバンへ収納」とし持ち込み禁止の即時撤回を求める！

挑発？ネタ？

忘れてない？サイフにスマホに火の確認

秋の火災予防運動について、社報第127号（2018.11.1運輸管理部発行）が出されました。そこに当運動の統一標語である「**忘れてない？サイフにスマホに火の確認**」の記載がありました。この標語そのものは非常に分かりやすく、出かける前に必要性の高い「**サイフ**」と「**スマホ**」を挙げ、合わせて火の確認の注意を促す標語であることは誰もが理解できると思います。しかし西武バスではこれら世間一般的に必要性が高いとされているサイフ・スマホを日によっては長時間に渡り所持することが認められていません。会社はこのような標語を社報によく記載できますよね。更には捺印簿への署名を求める。無神経にも程があるとはまさにこのことです。

西武観光バス

高橋袈裟男氏による不当労働行為事件

西武バス労働組合の元執行委員長である高橋袈裟男氏による切り崩しの脱退工作について争っている都労委（平成29年不第85号事件）は現在7回目の調査が終了し、次回12月3日に予定している第8回調査期日を以て審問を行なうかどうかが決まり、もし行わない場合については結審日を決め、最終陳述書を提出の後、命令交付日が決まります。審問を行なう場合については結審・命令交付日の間に審問計画が立てられ審問が行われます。被申立人である会社側は「高橋次長は利益代表者には当たらないので不当労働行為には当たらない」との主張を展開していますが、さて命令は如何に！

１８春闘　格差是正分勝ち取る！

１５春闘から要求し続け、粘り強く交渉・運動を展開した全組合員の成果！

少額だけど大きな前進

今春闘において西武労組は満額回答は得られなかったものの、２００６年以降採用の運転士に別途月額１００円を加算する「格差是正回答」を引き出せたことは、運動の大きな成果であろうと評価しています。西武労組が格差是正要求を行ったのは15春闘が初めてで、過去三年の春闘では会社側はこの格差是正要求には全てゼロ回答でした。ならば賃金格差があること、待遇差別を受けていることを大々的に世間に広めよう！差別をなくしていこう！と17春闘以降、大衆行動に取り組んで参りました。その結果、金額的には月額１００円と非常に低いですが、会社側が賃金格差を認め、その格差是正に着手した（させた）ことについては大きな前進であると当組合は総括しています。今後も格差がなくなるまで私たちの主張・要求・交渉・運動は継続的に展開していかなければなりませんが、とりわけ退職金支給規定の問題を始め、昇給額の本給・第二本給への振り分け（7対3）を２００６年以降採用の運転士は第二本給へひとまとめにされている問題など、ひとつの会社でありながら、扱いがことなる、いわゆる待遇差別問題にも力を入れ、会社側と粘り強く交渉していきたいと考えております。

18春闘の取り組み

2月28日	**春闘要求書　提出**
3月 2日	**会社側一次回答書**
3月12日	**ひばりヶ丘駅頭情宣**
3月16日	**第１回春闘団交**
3月29日	**会社側二次回答書**
4月 3日	**第２回春闘団交**
4月 6日	**西武バス本社前集会**
6月 6日	**第３回春闘団交**
6月20日	**妥結**

西武バスは
待遇差別・賃金格差
ただちに是正せよ！

↓6月21日西武HD株主総会にて。横断幕を新調し、初披露。

賞与算定内規改善要求「接客」一部見直させる！

賃金格差を無くそうと要求する一方で、格差を拡大させようとしているのが賞与のポイント制度です。当組合は7月11日に賞与算定内規の点検作業を行い、7月15日の執行委員会にて要求項目をまとめ、8月17日に会社側へ改善要求を記載した団体交渉申入書を送付し、9月10日に賞与算定内規に関する団体交渉開催が決まりました。8月23日、会社側から回答書が送付され、そこには「**当社は現時点において変更する必要はないと考えますが、次回団体交渉にて、改めて貴組合のご意見をお聞きします。**」と、わざわざご丁寧に。変更する必要はないと考えているなら尚更団体交渉に力が入ると準備している矢先、9月7日付で各職場へ「賞与査定（接客）の見直しについて」なる文書が各職場に掲示されたのは皆さんもご存じだと思います。これ、どういうことか皆さんお分かりでしょうか？団体交渉を行なったあとでは西武労組からの要求及び団体交渉によって賞与算定内規の一部を変更したことになってしまう。そうなることを恐れた会社側が、団体交渉を開催する前にそそくさと変更し、西武労組からの要求を形骸化してしまおうというなんとも見苦しいやり方です。結果としては当組合からの要求趣旨に概ね沿った変更内容なので良しとしますが、さて会社側のこうした姿勢については抗議しなければなりませんね。9月10日の団体交渉にて抗議し、会社側は「申し訳なかった」と謝罪しました。会社側は何を恐れているんでしょうね。西武労組は間違っていること、改善してほしいことを要求しているだけです。

～第10期　役員紹介～

任期は１年です。どうぞよろしくお願いいたします。

本部	
執行委員長	加藤光明（新座）
副執行委員長	田中　龍（飯能）
副執行委員長	髙橋良幸（観光秩父）
書記長	尾崎彰民（新座）
会計	山田浩章（飯能）
会計監査	早川祥弘（飯能）
飯能支部	
支部長	岡本和之
書記長	青野　稔
会計	山田浩章
新座支部	
支部長	鈴木雄二
副支部長	沖原　亙
書記長	木村友一
会計	尾崎彰民
所沢支部	
支部長	黒宮健志
西武観光分会	
分会長	髙橋良幸

第10回定期大会

9月3日、狭山市市民交流センターにて西武労働組合第10回定期大会が開催されました。２００9年10月16日に結成した当組合も10年目の節目を迎えることになりました。これも組合員の皆さんのご理解ご協力ならびに日頃の積極的な活動と、上部団体の仲間からのご指導ご鞭撻による賜物です。

大会は過半数を超える組合員の参加をもって成立（組合運営規則第9条）第1号議案～第7号議案まで滞りなく議事を進行することができました。第9期の総括としては、やはり格差是正分を少額でも勝ち取れたことが一番大きく、次にスマホ持ち込み禁止問題、そして西武観光分会に対する不当労働行為問題。第9期はこうしたあらゆる問題について会社との攻防戦が激化した年と言えます。全てが解決した問題ではありませんので、第10期もこれらの諸問題を引き続き闘っていくことになります。

第10期　方針

- ・格差是正に向けた取り組みの強化！
- ・不合理な人事制度撤廃に向けた取り組みの強化！
- ・西武観光分会への不当労働行為糾弾と組織拡大および要求実現！
- ・未組織職場へのアプローチ！
- ・自動運転バス（無人バス）導入に危機感を持とう！

全労協　全国一般東京労働組合
西武労働組合第10回定期大会

レクリエーション

8月19日、吾野渓谷ナイスバーベキューガーデン
西武労組バーベキュー大会を行いました。春闘を闘い抜き、労いの意と、組合員の更なる団結強化、今後の運動への活力と、レクリエーションは大切ですね！組合員の家族と一緒に、川のせせらぎを聞きながら夏のひと時を過ごしました。仲間と語らいながら飲むお酒は最高ですね♪

バス交流会　福島へ

日頃より他社労組との情報交換や意見交換の場としてお世話になっているバス交流会の仲間と、原発事故後の福島についての学習と復興支援の目的で行ってきました。いわきらミュウにて地震発生から津波被害、そして現在の復興状況について。コミュタン福島にて原発事故、放射線量、現在の除染状況について教えていただきました。